

被災レスポンシブル・ケアとリスクコミュニケーション

(竹川土夫：予防時報215 14-19, 2003)

2019年1月25日、災害医学抄読会 <http://plaza.umin.ac.jp/~GHDNet/circle/>

1. リスクについて

リスクは、日常生活の中で頻繁に口にされ、ほとんど日本語となっている。しかし、言葉の定義は人や状況によって変わり、時として混乱を起こしているように感じられる。例えば、手元の辞書によると、リスクは「①危険。危険度。②保険で、損害を受ける可能性」と定義されている。化学業界では化学物質に関するリスクをハザード（物質固有の性状）によって引き起こされる事故の影響度（Consequence：人的及び物的損失と環境に与える被害）とその発生確率（Frequency）の関数であると表現されている。またリスクをいかに軽減し、そして管理しようとするものがリスクマネジメントであるが、この「リスクマネジメント」は約30年前から保険業や経営管理の専門用語として使い始められたとされている。現在では頻繁に使われ、日常会話でも聞かれるようになった。しかし、危機管理あるいはクライシスマネジメントと混同されて使われているケースもかなり多い。リスクは発生するかどうか不確実なものである。リスクマネジメントの一つである安全管理は、不確実なものを未然に管理し、かつ事故が起こった場合、その影響を緩和するための防止策を検討するものである。これに対して、事件や事故は現実であり、その影響の緩和と拡大防止のための管理を危機管理と呼ぶのが適切である。事業活動を行うことは常にリスクを伴い、多数のリスクがある。社会のグローバル化及び法規や行政からの要請に応じて、その範囲は更に拡大しつつある。個別のリスクを全般的に取り上げることは趣旨ではないので、特に化学産業で取り組んでいるレスポンシブル・ケア活動の切り口からリスクマネジメントを取り上げ、考察する。

2. レスポンシブル・ケア

化学物質や化学製造プロセスを安全な設備、適正な管理技術やシステムを駆使して「責任ある管理」(Responsible Management)を行うのは企業として当然であるが、そのような事実を工場の周辺に住んでいる地域社会の人たちに伝え、地域住民が持っている化学工場に対する懸念や不安にも配慮(Care)して、工場の操業に安心感を持ってもらおうというのがレスポンシブル・ケアの目的である。レスポンシブル・ケアは、①安全衛生環境成績の継続的改善に対する公約であり、それが実現して初めて業界としての成果をあげる、②法規遵守を最低限として、それを超えようとする文化の創造を目指している、③従業員、地域社会や顧客を始めとする広範な利害関係者に対して環境成績を公開、報道することを基本方針とする、④世界中の化学工業界で迅速に普及しており、普遍に適用されている、⑤製品と製造プロセスの存続全期間にわたる責任ある管理を取り上げているなど、他業界における類似の活動と異なっているといえる。

3. リスクコミュニケーション

米国の法律、産業界の環境報告公開活動及び化学工業界のレスポンシブル・ケアの観点からリスクコミュニケーションを紹介する。

(1) 米国の法律

①「緊急対応計画と地域住民の知る権利」法 1986年に制定された通称スーパーファンド法

(Super fund Amendment Reauthorization Act—SARA) といわれる「緊急対応計画と地域住民の知る権利」法のタイトルⅢで、製造事業所に対して化学物質排出量の公開を求めている。同じ「緊急対応計画と地域住民の知る権利」法のタイトルⅢは、地域住民の安全衛生と環境保全を確保するために地域住民の知る権利を規定している。想定される緊急事態に対応して、地域消防機関、健康衛生機関、地域行政、マスコミ、地域団体、近隣企業等で構成される地域緊急対応計画委員会 (LEPC : Local Emergency Response Committee) を設置し、緊急時対応計画の策定を求めている。デュポンでは、この法律の施行にあたり、デュポンの工場が存在する地域において、LEPC の設立に積極的な協力を行った。情報の提供においても地域住民が TRI 等により情報過多に陥ることのないよう、その地域住民が求めている情報が提供できるよう地域住民の参画を進めてきた。

②「リスクマネジメントプログラム」法 (40CFR Part 68)

特に危険度が高いと見なされる事業所に対して、仮に破局的事故が発生した場合に、地域住民の生命・財産あるいは環境に対して想定されるリスクを評価し、それを防止する手段あるいは緊急時対応計画を作成、LEPC に提出することを求める「リスクマネジメントプログラム」法 (40CFR Part 68) が 1996 年に制定された。該当する事業所は 1999 年 6 月までに環境保護庁に登録することが義務付けられている。

(2) 産業界の環境報告公開運動 (Public Environmental Reporting Initiative)

1990 年代に入ると企業の環境成績を企業が善良な隣人であるか否かの判断基準とする傾向が社会的に強まってきた。従業員、株主、顧客、納入業者、地域住民、環境団体、投資機関等から企業の環境成績に対する関心が高まり、それに対応するため、多数の会社が環境報告書を発行するようになった。より正確で全環境側面を網羅している環境報告書を作成すべく、各企業及び業界団体レベルで社内監査の方法及び環境成績の報告についての手順の策定が進められた。

(3) レスポンシブル・ケア

レスポンシブル・ケアは、地域社会からの信頼を勝ち取るために地域社会に対するコミュニケーションを適切に実施することが当初の目的であるため、コミュニケーションは重要な項目であるが、その中で従業員は特に重要である。従業員は「地域からの大使」として会社で働いており、地域社会に戻ると「工場からの大使」として位置付けられるからである。地域社会が会社の事業活動に正しい理解を持ってもらうためには、従業員の正しい理解は必須である。

これまで化学工業を中心にしたリスクコミュニケーションの展開及び動向を紹介してきたが、リスクコミュニケーションは全社的な課題であり、組織全般の対応が求められ、かつ対応のために適切な技術の習得と継続的な教育と不断の実践が必須であることを結びとしたい。